

2025年12月12日

株主及び登録株式質権者各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社光通信

代表取締役社長 和田 英明

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、2025年12月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当（第39期第3四半期末配当）の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

以上